

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月24日(火) 午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事完了証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 瀧倉裕介

## 7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成29年度10月総会を開会いたします。  
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、6番 長江操委員、7番 大西克史委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第21号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案7件でございます。議案第21号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成29年10月13日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が7件で、面積は、13,254.41㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1、3、4、6、7につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]61番、現況 田、317㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成29年11月1日から終期は平成32年10月31日の3年契約です。

整理番号3の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]15番、現況 田、611㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり20,000円になります。始期は平成29年11月1日から終期は平成32年10月31日の3

年契約です。

整理番号4の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■■の■■■■さんと■■■■さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■21番2、現況 田、345㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成29年11月1日から終期は平成32年10月31日の3年契約です。

整理番号6の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■■の■■■■さんと■■■■さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■10番、現況 田、185㎡、■■■■12番2、現況 田、360㎡で、利用目的は水稲、野菜です。始期は平成29年11月1日から終期は平成32年10月31日の3年契約です。

整理番号7の権利の種類につきましては貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■11番、現況 田、641㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり15,600円であり、1筆で10,000円になります。始期は平成29年11月1日から終期は平成32年10月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

6番 地図は資料の1ページになります。■■■■から上の方に行った所から南に入った所です。■■■■の方からも見える場所にあります。■■■■さんは苺に力を入れています。田は2箇所、■■■■さんに作っていただいています。■■■■さんも大分高齢にはなっていますが、■■■■さんが土日休みなので、機械等を手伝っています。借賃が無料になっていますが、■■■■さんの方から農業委員会から相場の賃料で話をしてもらえないかとありました。■■■■さんも考えたいと言っていました。

その次は、■■■■さんの■■■■15は、■■■■から■■■■の方に上がって行きましたら、■■■■さんの家がありまして、その近くになります。■■■■と■■■■がいますが、ここも田はできないので、■■■■さんに作って貰っています。

■■■■さんも40年くらい前から■■■■さんが作っています。ここは中山間に入っていると思います。賃料も中山間から支払っているみたいです。

その次の■■■■さんの■■■■10、11も先程の近くです。中山間に入っ

ていましたが、■■■さんが作れなくなり、■■■さんには周りの方から願うような形になっています。今は守りをしているような状態です。草を刈ったり、耕耘機で耕起をしています。借賃も中山間のお金でしています。

7番目の■■■さんも同じ所で、ここも大分以前から■■■さんが作っています。以前から作っているので問題はないと思います。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

■■■さんと■■■さんは親戚ですか。

1 4 番 親戚ではありますが、家は上と下で全然別です。

1 1 番 整理番号1ですが、土地の10アール当たりの賃料はいらぬのではなく、できればほしいのであるならば、民々で話をするのですか。農業委員会で決めるのですか。

議 長 一応民々ですのですが、登録するせんは個人で決めるのですか。

事務局 来庁時にもそのような話をしていましたが、農業委員会としては賃料については口を挟んでいません。よほど相場の賃料を超えている場合には話しますが、基本的には賃料には触りません。そういうことですので、事務局としては借主、貸主で話をしていただいて、申請してくださいとしかいいようがありません。今回は賃料はなしということで申請がありました。

1 4 番 賃料の目安になる数値のアドバイスはしてはいいのですか。

事務局 目安につきましては、毎年広報に昨年の1月から12月までの平均額、最高額、最低額をほ場整備している田、していない田、畑、樹園地等に区分けした額を載せています。また、事務局にも設置しています。それを見せて話しています。

1 4 番 アドバイスはしてあげられるのですね。

事務局 参考資料として活用はしていただいています。

議 長 それでは、整理番号1、3、4、6、7について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1、3、4、6、7は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■の■■■  
■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■の■■■  
■■■さんです。土地の所在地については、■■■41番4、現況 田、  
1, 097㎡、■■■41番7、現況 田、2, 343㎡で、利用目的は  
水稲です。借賃については、10aあたり米60kgの物納になります。始期は  
平成29年11月1日から終期は平成32年10月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第  
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。


議 長 私の方から説明します。


場所は、地図の2ページ目にあります。■■■の所を東に曲が



- 13番 亡くなって3、4年になります。
- 事務局 経営移譲年金の関係で10年以上の契約が必要になります。
- 議長 相続ができないのですか。
- 事務局 亡くなった段階で相続はできるのですが、相続をしていなかっただけだと思います。
- 議長 所有者が■■■■さんでしたら、契約の必要はないのですか。
- 事務局 そうです。相続に関しては、農業委員会の許可は必要ありませんので、権利者全員の判子をいただいて登記をすれば相続できます。
- 議長 所有者が亡くなったままになっているならば、貸し借りも大変になりますね。
- 事務局 平成21年の法律改正により権利者の2分の1以上の判子があれば、最長5年ですが貸し借りはできます。今回であれば■■■■さんが2分の1、■■■■さんが4分の1あります。また、■■■■さんや■■■■さんも同様のケースになります。
- 議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条許可に伴う工事完了証明願が1件ございましたのでご報告します。工事完了証明願の申請がありましたら、現地確認を行い、会長名により工事の完了を証明し、証明書を法務局へ提出することにより農地から転用できることとなります。
- 農地法第5条許可に伴う工事完了証明の申請人の住所、氏名は、■■■■  
■■■■さんで、土地の所在地については、■■■■ 27  
番地1、登記地目 田、1,021㎡で、転用の目的は住宅となっております。平成28年12月13日付けで県から転用の許可を受け、平成29年9月20日付けで工事完了証明願の提出がありました。計画の変更無く工事は完了しており、証明願に係る添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により証明書を発行いたしました。
- 議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。  
(発言なし)
- 議長 よろしいですか。それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。  
(発言なし)
- 議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度10月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓 

佐那河内村農業委員会委員 長江 操 

佐那河内村農業委員会委員 大西 克史 